

平成21年分 所得税の確定申告および
平成22年度 町県民税・国民健康保険税申告相談について

申告相談日程表

会場：天萬庁舎 2階会議室、法勝寺庁舎 2階大会議室

相談を受ける 時間			午前 … 9時00分～11時30分 午後 … 1時30分～4時00分 (受け付け開始は、午前8時15分からです。)	
月	日	曜日	会場	対象集落等
2	10	水	法勝寺庁舎	給与・報酬・年金所得者の還付申告、住民税のみの申告
	12	金	天萬庁舎	青色申告者〔決算書ができていない人〕 給与・報酬・年金所得者の還付申告、住民税のみの申告
	13	土	〃	青色申告者〔決算書ができていない人〕
	15	月	〃	青色申告者〔決算書ができていない人〕
	16	火	〃	円山・福里・寺内・田住
	17	水	〃	天萬1～8番組・諸木・西原
	18	木	〃	三崎・宮前一・宮前二・高姫・井上・御内谷
	19	金	〃	金田・市山・縄平・朝金・上野・池野・鶴田・荻名・浅井
	20	土	〃	予備日
	22	月	法勝寺庁舎	東町・西町
	23	火	〃	境・柏尾
	24	水	〃	坂根・谷川・四季・清水川・フォレストタウン
	25	木	〃	下阿賀・上阿賀
	26	金	〃	法勝寺1～8区
3	1	月	〃	原・猪小路
	2	火	〃	能竹・入蔵・北方・小原・大国田園ハイツ・ルーラルタウン
	3	水	〃	長田・西・鍋倉・与一谷・口絹屋・奥絹屋
	4	木	〃	倭・倭2区・いずみ・三本木中・三本木下
	5	金	〃	下鴨部・上鴨部・福頼・掛相・馬佐良・今長・江原
	7	日	〃	予備日
	8	月	〃	八金・金ヶ崎・二柵・常清・金山
	9	火	〃	馬場・徳長・武信・道河内・伐株
	10	水	〃	賀祥・驛牛・早田・赤谷・大河内・笹畑・大木屋
	11	木	〃	城山・戸構・戸構団地・菅田団地・ 落合下・落合上・落合団地
	12	金	〃	予備日
	15	月	〃	予備日(確定申告最終日)

- ◎ 国保世帯の方は必ず申告をしてください。
- ◎ 割当日以外は混雑しますので、できる限り割当日にお出かけください。
- ◎ 予備日は、割当日に都合がつかない方にお出かけいただけるために設けています。

申告が必要な方

- ① 事業所得(自営業・農業)、不動産所得、配当所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得(年金等)のある方
- ② 給与を受けている方で、事業所得がある場合
- ③ 給与を受けている方で年末調整を受けていなかった場合や、医療費控除を受ける場合

申告が不要な方

- ① 給与所得のみで、年末調整を受けられた方
- ② 所得税の確定申告書を提出、又は提出予定の方
- ③ 農業で販売のない方(自家消費のみの方)

申告に必要な書類等

1. 確定申告書(税務署から送付されている方のみ)
2. 印鑑および預金通帳
3. 給与所得、年金等の源泉徴収票(給与、公的年金・個人年金等受給者)
4. 雇い主の発行した賃金支払明細書(日雇、パート等賃金雇用労働者)
5. 国民年金保険料等の納付済証明書
6. 生命保険料、個人年金保険料の支払証明書
7. 地震保険料の支払証明書(地震保険、H18年12月31日までに締結した長期損害保険)
8. 医療費の領収書(高額医療、生命保険等の補填金額を差し引いた実支払額が、所得額の5%または10万円を超える方)
9. 寄付金の領収書(地方公共団体、共同募金会、日本赤十字社、政党等)
10. 不動産等を譲渡された方は、支払調書または契約書、その他手数料等のわかるもの
11. その他営業等は収入、支出のわかるもの
12. 農業所得は「収支計算」方式による、収入、支出のわかる事前に準備をしたもの(営農貯金明細表、農業に要した雇い人費・支払った小作料の領収書、農機・トラック等購入の領収書、車検費用の明細書及び領収書)
13. 住宅借入金等特別控除(平成21年分新規)を受ける方は、源泉徴収票、住民票の写し、登記簿謄本、契約書、年末の借入残高の証明書、増改築等工事証明書など

注意事項

- ※ 期限内に正しい申告をされないと、無申告加算税、延滞税がかかります。
- ※ 収入がない方でも申告が必要な場合があります。(国民健康保険税の減免・軽減を受ける方。所得証明が必要な方など)
- ※ 期限経過後の所得税の申告は、理由を問わず役場税務課では申告ができません。
- ※ 還付を受けるための申告は、1月から提出できます。税務署へ直接郵送することもできます。役場では、2月10日(法勝寺庁舎)、12日(天萬庁舎)に相談をお受けします。
- ※ 申告をされていない方で、収入や所得が(特に個人年金、生命保険契約等満期一時金など)判明した時には、町県民税を課税しますのでご注意ください。

昨年と比べて変わったところ

- 町県民税における住宅借入金等特別税額控除制度が創設
 - ・ 住宅借入金等特別控除(平成21年分～平成25年分)を所得税から引ききれなかった方は町県民税が減額されます。(町県民税に係る住宅借入金等特別税額控除申告書の提出は不要です。)
- 町県民税における税源移譲に伴う住宅取得特別控除(平成11年分～平成18年分)の町県民税に係る住宅借入金等特別税額控除申告書の提出は不要になりました。ただし、退職所得・山林所得を有する方については、町への申告書を提出すると有利になる場合があります。
- 住宅借入金等特別控除の適用期限の延長及び制度の拡充
 - ・ 適用期限が平成25年12月31日まで5年延長され、控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率が改正されました。
- 認定長期優良住宅の新築等を行った場合の住宅借入金等特別控除の特例が創設されました。
- 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用期限が平成25年12月31日まで、5年延長されました。
- 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率に対する軽減税率の特例及び源泉徴収選択口座における源泉徴収税率に対する軽減税率の特例が、平成23年12月31日まで延長されました。

【問い合わせ先 : 南部町税務課 電話66-4802】